

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 6 条第 1 項の規定に準じて、五島市ごみ処理施設整備及び運営事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条 1 項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表します。

平成 28 年 11 月 28 日

五島市長 野口 市太郎

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業

特 定 事 業 の 選 定

平成 28 年 11 月 28 日

五 島 市

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 五島市ごみ処理施設

種類 一般廃棄物中間処理施設

(3) 公共施設等の管理者

五島市 市長 野口 市太郎

(4) 事業目的

五島市（以下、「本市」とする。）では、一般廃棄物の処理処分を所有する福江清掃センター、富江クリーンセンター、福江リサイクルセンター、福江一般廃棄物最終処分場、奈留一般廃棄物最終処分場で行っている。

このうち、福江清掃センター及び富江クリーンセンターは施設の耐用年数や経済性を考慮すると、更新時期を迎える。そこで、新たに集約化した焼却施設を平成 31 年度供用開始することを目標に整備を行うこととしている。

本施設においては、高性能、最新鋭のごみ処理施設とすることはもちろん、建設場所の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ維持管理の容易な施設の建設を図るものである。また、施設管理要員、施設運転要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労務環境を確保できるものとする。

(5) 本施設の概要

項 目	概 要
事業実施場所	長崎県五島市浜町 740
処理方式	全連続燃焼式ストーカ式
処理対象物	①直接焼却ごみ（収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ） ②可燃残渣（リサイクルセンターからの可燃残渣） ③可燃性粗大ごみ（ふとんや畳、家具等） ④し尿処理脱水汚泥 ⑤し尿処理脱水し渣 ⑥その他 ・罹災ごみ、動物の死骸、漂着ごみ、ボランティアごみ、不法投棄ごみ ・「五島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の第 20 条で定める市が処理する産業廃棄物 ・その他本市が必要と認めるもの
供用開始予定	平成 32 年 1 月
施設規模	41t/日（20.5t/日×2 炉 1 日当たり 24 時間）
熱回収	熱回収率 10%以上とする

(6) 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBO方式により実施する。

落札者として決定された企業グループ（以下、「落札者」という）は、建設事業者として本施設的设计・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社[SPC]（運営事業者）を設立し、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施するものとする。

(7) 契約の形態

本市は、事業者と相互に協力し、本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、事業者のうち設計・建設を担当する者（以下「建設事業者」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。なお、共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者とする。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。（基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。）

事業契約の詳細については入札説明書等において示す。

(8) 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

ア 設計・建設期間 : 事業契約締結日から平成31年12月まで

イ 運営期間 : 平成32年1月から平成51年12月まで（20年間）

なお、本施設の運営開始日は平成32年1月とするが、本市は平成31年の可能な限り早期に本施設の運営が開始されることを希望しているため、事業者は自らの提案に基づき本市と合意した場合は、早期に運営を開始するものとする。その場合、運営期間は提案に基づき合意した運営開始日から20年間とする。

(9) 事業期間終了後の措置

本施設は約30年以上の長期安定処理を目指していることから、建設事業者及び運営事業者（総称して、以下「事業者」という。）は、供用開始後約30年間に亘って使用することを前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこととする。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、本市に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後16年目（平成46年度）の時点において、本市及び事業者は協議を開始するものとする。

(10) 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者及び本市が行う業務の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については入札公告時に公表する「要求水準書」に示すとおりとする。

ア 事業者が行う業務

① 本施設の設計に関する業務

- 1) 本施設の設計
- 2) 本市が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- 3) 本市の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- 4) 本市が行うその他許認可申請支援
- ② 本施設の建設に関する業務
 - 1) 本施設の建設
 - 2) 建設工事に係る許認可申請等
- ③ 本施設の運営に関する業務
 - 1) 運転管理業務
 - 2) 維持管理業務
 - 3) 測定管理業務
 - 4) 防災管理業務
 - 5) 関連業務
 - 6) 情報管理業務
- イ 本市が行う業務
 - ① 本施設の設計・建設に関する業務
 - 1) 用地の確保
 - 2) 近隣対応
 - 3) 本施設の交付金申請手続
 - 4) 本施設の設計・建設モニタリング
 - 5) その他これらを実施する上で必要な業務
 - ② 本施設の運営に関する業務
 - 1) 近隣対応
 - 2) 運営モニタリング
 - 3) 本施設への一般廃棄物等の搬入
 - 4) 残渣運搬・最終処分業務（焼却飛灰の安定化处理、残渣の貯留までは事業者の業務範囲）
 - 5) その他これらを実施する上で必要な業務

(11) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

- ア 本施設の設計・建設業務に係る対価
- 本市は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。詳細は入札説明書等において示す。
- イ 本施設の運営業務に係る対価
- 本市は、本施設の運営業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。詳細は入札説明書等において示す。

(12) 本市が適用を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、環境省「循環型社会形成推進交付金」の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本市において行うが、建設事業者は本市が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

(13) 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(14) 事業スケジュール（予定）

ア	落札者の選定	平成29年5月中旬
イ	仮契約の締結	平成29年7月中旬
ウ	契約議案の議会への提案	平成29年7月下旬
エ	事業契約の締結	平成29年7月下旬
オ	本施設の設計・建設	契約締結日～平成31年12月
カ	本施設の運営・維持管理	平成32年1月～平成51年12月（20年間）

2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業の選定の基本的な考え方

本事業をDBO方式で実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。具体的には以下について評価を行う。

- ア 本市の財政負担見込額による定量的評価
- イ DBO事業として実施することの定性的評価
- ウ 民間事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

(2) 本市の財政負担見込額による定量的評価

- ア 本市の財政負担額算定的前提条件

本事業を本市自らが実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

1) 事業費などの算出方法

項目	本市が自ら実施する場合	DBO事業として実施する場合	算出根拠
①設計・建設業務にかかる費用の算出方法	設計・建設業務費	同左	<ul style="list-style-type: none"> 本市が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 DBO事業として実施する場合の費用は、本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
②運營業務にかかる費用の算出方法	運營業務費 ・運転経費 (光熱水費、燃料費、薬剤費、消耗品費等) ・人件費 ・維持管理費 (保守管理費、修繕更新費等) ・その他経費 (測定試験費等)	同左	<ul style="list-style-type: none"> 本市が自ら実施する場合の運營業務費は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 DBO事業として実施する場合の運營業務費は、本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
③資金調達にかかる費用の算出方法	循環型社会形成推進交付金 合併特例債 一般財源	同左	<ul style="list-style-type: none"> 交付率 : 1/3 起債充当率 : 95% 償還期間 : 15年 (据置3年) 利率 : 起債の近年動向を踏まえて設定
④支援業務費	施工監理業務費	施工監理業務費 運営モニタリング業務費	<ul style="list-style-type: none"> 2業務ともコンサルタント見積により設定。 DBO事業として実施する場合には、運営モニタリング業務費を設定。
⑤その他の費用	—	保険料 SPC経費 開業準備費 運転資本 等	<ul style="list-style-type: none"> DBO事業として実施する場合は、保険料、SPC経費、開業準備費、運転資本等を設定。

2) VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針 (共通編) 平成 21 年 6 月」 国交省より
②物価上昇率	0.0%	物価変動は考慮せず
③リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

※VFM: Value for Money の略。支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給する考え方のこと。ここでは、市が自ら実施する場合とDBO事業として実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、本市自らが実施する場合及びDBO事業として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、3.97%の財政負担額軽減が見込まれる結果となった。

項目	値	備考
①公設公営方式で実施する場合 (現在価値ベース)	4,650,545 千円	・ 交付金を控除済み
②DBO方式で実施する場合 (現在価値ベース)	4,466,091 千円	・ 交付金・ 税金を控除済み
③VFM (金額)	184,454 千円	・ ①－②
④VFM (割合)	3.97%	・ ③÷①

(3) DBO事業として実施することの定性的評価

本事業をDBO方式により実施する場合、本市の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

ア 設計・建設及び運営の効率化

本施設の設計・建設、運営の各業務を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設及び運営が実施されると期待できる。

イ 長期的な視点に基づく運営内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営内容の向上が期待できる。

ウ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 事業者に移転するリスクの評価

DBO事業として実施する場合は、本市自らが実施する場合に本市が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施するため、本市は、これらのリスクの顕在時に突発的な支出発生を回避できる。

また、これらの移転リスクは、民間事業者が、本市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、DBO事業として実施することにより、本市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、3.97%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク分担も期待することができる。

したがって、本事業をDBO事業として実施することが適当であると認められるため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条に基づく特定事業として選定する。